

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長 久元 喜造

市町村名 (市町村コード)	神戸市 (28100)
地域名 (地域内農業集落名)	岩岡地区 (新場集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月29日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・現在、新場地区では、主食用水稻(コシヒカリ等)のほか、イチジクや家庭用の野菜栽培などの近郊農業が行われているが、新規就農者などの農業の担い手が引き受ける農地面積よりも、後継者が不在な農地のほうが多く、新たな農地の受け手を確保する必要がある。

・兼業農家なので休日に作業をするが、天候に左右されるため思うように農作業がすすまない。

・高齢化により急勾配な法面の草刈り作業が困難である。

・集落内の人口減少と高齢化も顕著になってきており、インフラ管理をはじめとする共同作業が困難になってきている。

・新しい農業機械を購入することや既存機械の修理が難しい。機械が壊れると農業を続けることが困難である。

・イノシシやアライグマなどの獣害被害も多くなってきており、より一層収益が下がる。

・燃料や肥料などの資材費が高騰している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を主要作物としつつ、高収益野菜として果樹・果実野菜(イチジクやイチゴ)などの生産拡大を、農業を担う者を含めて検討する。

・小規模な農地でも実施可能なアライグマ対策を検討する。

・営農組合または新規就農者や担い手へ耕作できなくなった農地を貸し出す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針									
・耕作できなくなった農地など段階的に集約化していき、農地の団地化や面積の拡大を図りつつ、新規就農者の農業への参入をすすめていく。									
(2)農地中間管理機構の活用方針									
・必要に応じて検討する。									
(3)基盤整備事業への取組方針									
・必要に応じて検討する。									
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針									
・担い手となる人に農地を集約する。									
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針									
・効率化が期待できる作業などは、集落内のオペレーターに部分的な委託をすすめる。									
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)									
☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									
・多面的活動を通じて、水路、ため池の保全や遊休農地の有効活用を地域で一体的に取り組む。									